

## 08 修繕

(総則)

- 第 1 条 発注者及び受注者は、契約書及びこの条項（以下「契約書」という。）に基づき、別添仕様書及び図面等（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の修繕を契約書記載の履行期限内に完了し、修繕目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その契約代金を支払うものとする。この場合において、工期における日数については、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律 178 号）に定める休日、12 月 29 日から同月 31 日までの期間、1 月 2 日、同月 3 日、日曜日及び土曜日は算入しない。
- 3 受注者は、物品を納入する場合において、仕様書等にその品質が明示されていないときは、中等以上の品質のものを納入しなければならない。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約書に定める催告、請求、通知、申出、届出、報告、協議、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、この契約書又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(権利の譲渡等)

- 第 2 条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(一括委任又は一括した請負の禁止)

- 第 3 条 受注者は、修繕の全部又は主要な部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(一般的損害等)

- 第 4 条 修繕目的物の引渡し前に、修繕の既済部分、検査済持込修繕材料について生じた損害その他この契約の履行に関して生じた損害は受注者の負担とする。ただし、その損害（火災保険その他の保険等により填補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第 5 条 この契約の履行に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（火災保険その他の保険等により填補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(天災その他不可抗力による損害)

- 第 6 条 天災事変その他不可抗力であって、発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないものにより、修繕の既済部分、修繕仮設物、検査済持込材料又は機械器具に損害が生じたときは、

## 08 修繕

受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び火災保険その他の保険等により填補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、発注者に対して契約金額の変更又は損害額の負担を請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から契約金額の変更又は損害額の負担の請求があったときは、当該損害の額を負担する。

（業務責任者）

第 7 条 受注者は、請負業務履行の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する者を業務責任者として選任しなければならない。

- 2 業務責任者は業務の円滑な管理・運営に努め、現場を総括する。

（修繕関係者に関する措置請求）

第 8 条 発注者又は係員は、業務責任者又は受注者の使用人等がその職務の執行につき、この契約の履行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示して必要な措置をとることを請求することができる。

（臨機の措置）

第 9 条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、受注者は、あらかじめ発注者の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。
- 3 発注者は、災害防止その他契約の履行上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち受注者が契約金額の範囲内において負担することが適当でない認められる部分については、発注者が負担する。

（履行報告）

第 10 条 発注者は、必要と認めるときは、業務責任者に対して契約の履行状況等について書面での報告を求めることができる。

（修繕材料の品質及び検査等）

第 11 条 修繕材料につき仕様書等にその品質が明示されていないものは、中等以上の品質を有するものとする。

- 2 受注者は、仕様書等において発注者又は係員の検査を受けて使用すべきものと指定された修繕材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。
- 3 発注者は、受注者から前項の検査を求められたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。
- 4 第 2 項の検査に直接必要な費用は、受注者の負担とする。
- 5 前項の規定にかかわらず、受注者は、検査の結果不合格とされた修繕材料については、遅滞な

## 08 修繕

く修繕現場外に搬出しなければならない。

### (検査)

- 第 12 条 受注者は、仕様書等により履行期限までに履行することとされている業務を履行したときは、直ちに発注者に対して完了届を提出して検査を受けなければならない。
- 2 発注者は、受注者から前項の完了届の提出があったときは、その日から起算して 10 日以内に検査を行うものとする。
  - 3 受注者は、あらかじめ指定された日時及び場所において、前項の検査に立ち会わなければならない。
  - 4 受注者は、第 1 項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し出ることができない。

### (再履行)

- 第 13 条 発注者は、受注者が前条第 1 項の検査に合格しないときは、期限を指定して再履行を命じることができる。
- 2 受注者は、前項の規定により再履行を命じられたときは、直ちに再履行しなければならない。この場合において、再履行が完了したときは、発注者に届け出て、その検査を受けなければならない。
  - 3 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の検査に準用する。
  - 4 受注者が再履行に応じないとき、その他この契約から生ずる義務を履行しないときは、発注者は、受注者の負担でこれを執行することができるものとする。なお、このために受注者に損害が生じて、発注者は賠償の責任を負わないものとする。

### (履行期限の延期)

- 第 14 条 受注者は、履行期限までにこの契約を完了することができないときは、その理由を明示して、履行期限前に発注者に対して履行期限の延期を申し出ることができる。
- 2 前項の規定による申出があった場合において、その理由が受注者の責めに帰することができないものであるときは、発注者は、履行期限の延期を認めることができる。

### (遅延違約金)

- 第 15 条 受注者の責めに帰すべき理由により履行期限までにこの契約を完了することができない場合において、履行期限経過後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、発注者は、受注者から遅延違約金を徴収して履行期限を延期することができる。
- 2 前項の遅延違約金の額は、履行期限の翌日から契約を完了した日までの日数に応じ、契約金額に国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和 31 年政令第 337 号）第 29 条第 1 項本文に規定する財務大臣が一般金融市場における金利を勘案して定める率の割合（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365 日の割合とする。）を乗じて計算した額（100 円未満の端数があるとき、又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。
  - 3 第 13 条第 1 項の規定による再履行が、同項で指定した期限を超えるときは、受注者は、前項の規定により違約金を支払うものとする。
  - 4 前 2 項の違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数を算入しない。

### (契約内容の変更等)

## 08 修繕

第 16 条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者と協議の上、この契約の内容を変更し、又は履行を一時中止させることができる。

- 2 発注者は、前項の解除により受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 3 天災その他の不可抗力により修繕目的物等に損害を生じ、若しくは修繕現場の状態が変動したため受注者がこの契約を履行できないと認められるときは、発注者は第 1 項の規定により、契約の全部又は一部の履行を中止させなければならない。

(契約保証金)

第 17 条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、発注者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

- (1) 契約保証金の納付
  - (2) 契約保証金に代わり担保となる有価証券の提供
  - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社等の保証
  - (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（以下「保証の額」という。）は、契約金額の 10 分の 1 以上としなければならない。
  - 3 第 1 項の規定により、受注者が同項第 2 号又は第 3 号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証に代わる担保の提供が行われたものとし、同項第 4 号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
  - 4 受注者は、第 1 項第 3 号に掲げる保証を付したときはその保証書を、第 1 項第 4 号による保証を付したときはその保険証券を、契約の締結と同時に発注者に寄託しなければならない。
  - 5 第 4 条、第 6 条、第 9 条又は前条の規定により契約内容を変更する場合において、契約金額が増加するときは、その増加の割合に応じて保証の額を変更するものとする。
  - 6 前項の規定により保証の額を変更したときは、受注者は、保証の額を増額しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、さらに増額することを要しない。
    - (1) 保証の額が、変更後の契約金額の 100 分の 10 以上あるとき。
    - (2) 検査に合格した履行部分がある場合において、保証の額が、変更後の契約金額から検査に合格した履行部分に対する契約金額相当額を控除した額の 100 分の 10 以上あるとき。
  - 7 第 1 項により受注者が契約保証金を納付した場合において、発注者は、受注者が契約の履行を全て完了し、次条の規定により契約代金を請求したとき、又は第 20 条若しくは第 21 条の規定により契約が解除されたときは、受注者の請求に基づき、請求を受けた日から起算して 30 日以内に契約保証金を返還する。
  - 8 契約保証金に対しては、その受入期間につき利息を付さない。

(契約代金の支払)

第 18 条 受注者は、第 12 条又は第 13 条の規定による検査に合格したときは、発注者が仕様書等により代金の請求日を別に定める場合を除き、当該履行に係る代金を発注者に対して請求することができる。

## 08 修繕

- 2 受注者は、指定された日までに履行することとされている業務に係る代金を請求する場合において、日々履行することとされている業務に係る代金があるときは、当該代金と合算して請求するものとする。
- 3 発注者は、受注者から第1項による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に、代金を支払わなければならない。
- 4 発注者は、前項の期間内に代金を支払わないときは、受注者に対し遅延日数に応じ、未払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により、財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率の割合（年当たりの割合は閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて計算した額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を遅延利息として支払うものとする。

（発注者の催告による解除権）

第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- （1） 正当な理由なく、修繕に着手すべき期日を過ぎても履行に着手しないとき。
- （2） 指定期日内に修繕を終了しないとき、又は指定期日後相当の期間内に修繕を終了する見込みがないと発注者が認めるとき。
- （3） 正当な理由なく、第13条第1項の再履行がなされないとき。
- （4） 受注者又はその代理人若しくは使用人がこの契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- （5） 受注者又はその代理人若しくは使用人が正当な理由なく、発注者の監督又は検査の実施に当たり、職員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
- （6） 前各号に掲げる場合のほか、受注者が、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第19条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- （1） 第2条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。
- （2） この契約の修繕を終了させることができないことが明らかであるとき。
- （3） 受注者がこの契約の修繕の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- （4） 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- （5） 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- （6） 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をし

## 08 修繕

ても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

- (7) 受注者が東京二十三区清掃一部事務組合契約における暴力団等排除措置要綱（平成 23 年 9 月 8 日付け 23 清総契第 245 号。以下「排除要綱」という。）別表各号のいずれかに該当するとき。
- (8) 第 21 条の規定によらないで、受注者がこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 受注者が地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当すると判明したとき。
- (10) 公正取引委員会が受注者に対し、この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は同法第 7 条の 2（同法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき、又は排除措置命令又は納付命令において、この契約に関して、同法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (11) この契約に関して、受注者（受注者が法人の場合については、その役員又はその使用人）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第 19 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として発注者に納付しなければならない。

- (1) 前 2 条の規定によりこの契約が解除された場合。
  - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合。
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
  - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第 1 項に該当する場合において、契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金を第 1 項の違約金に充当することができる。

（協議解除）

第 20 条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の解除により受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の解除権）

第 21 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

## 08 修繕

- (1) 第 16 条の規定により、発注者が履行を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が 3 月以上に及ぶとき、又は契約期間の 3 分の 2 以上に及ぶとき。
- (2) 第 16 条の規定により、発注者が契約内容を変更しようとする場合において、当初の契約金額の 2 分の 1 以下に減少することとなるとき。

2 前条第 2 項の規定は、前項の規定により契約が解除される場合に準用する。

(契約解除に伴う措置)

- 第 22 条 契約が解除された、又は受注者がその債務の履行を拒否し、若しくは受注者の債務について履行不能となった場合（以下「契約が解除された場合等」という。）において、検査に合格した履行部分があるときは、発注者は当該履行完了部分に対する代金相当額を支払うものとする。
- 2 受注者は、契約が解除された場合等において、貸与品又は支給材料等があるときは、遅滞なく発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品又は支給材料等が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。
  - 3 受注者は、契約が解除された場合等において、履行場所等に受注者が所有する材料、工具その他の物件があるときは、受注者は遅滞なく当該物件を撤去（発注者に返還する貸与品、支給材料等については、発注者の指定する場所に搬出。以下本条において同じ。）するとともに、履行場所等を原状に復して発注者に明け渡さなければならない。
  - 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の原状回復を行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、履行場所等の原状回復を行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。
  - 5 第 2 項及び第 3 項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第 19 条又は第 19 条の 2 の規定によるときは発注者が定め、第 20 条又は前条の規定によるときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(賠償の予定)

- 第 23 条 受注者は、第 19 条の 2 第 10 号又は第 11 号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第 19 条の 2 第 11 号のうち、受注者の刑法第 198 条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(相殺)

- 第 24 条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する契約代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

(下請負禁止等)

- 第 25 条 受注者は、排除要綱第 3 条に規定する排除措置を受けた者又は発注者の競争入札参加資格を有する者以外の者で発注者の契約から排除するよう警視庁から要請があった者（以下「排除要請

## 08 修繕

者」という。)に、下請負(二次以降の下請負を含む。以下同じ。)をさせ、又は再委託をしてはならない。

- 2 この契約の下請負人又は再委託した者が契約履行期間中に入札参加除外措置を受けた場合は、発注者は受注者に対して、当該下請負人又は再委託した者との契約の解除を求めることができる。
- 3 受注者が下請負人とし、又は再委託していた者が排除要請者であった場合は、発注者は受注者に対して、当該下請負人又は再委託した者との契約の解除を求めることができる。

(不当介入に関する通報報告)

- 第 26 条 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団、暴力団員等又はこれらに限らず発注者が締結する契約に関し契約の相手方に対し、事実関係及び社会通念等に照らして合理的理由が認められない不当若しくは違法な要求若しくは契約の適正な履行を妨げる行為(以下「不当介入」という。)を行う団体若しくは個人(以下これらを「暴力団等」という。)から不当介入を受けた場合(下請負人が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。)は、遅滞なく発注者への報告及び警視庁管轄警察署(以下「管轄警察署」という。)への通報(以下これらを「通報報告」という。)並びに捜査上必要な協力をしなければならない。
- 2 前項の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」にて発注者及び管轄警察署にそれぞれ提出するものとする。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行うことができる。この場合において、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を発注者及び管轄警察署に提出しなければならない。
  - 3 受注者は、下請負人又は再委託した者が暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく受注者に対して報告するよう当該下請負人又は再委託した者に指導しなければならない。
  - 4 発注者は、受注者が暴力団等から不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく発注者への報告又は管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、東京二十三区清掃一部事務組合競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱(平成13年6月26日付け13清総契第98号副管理者決定)別表の「6 その他不正な行為」に該当するものとして、指名停止措置を講ずることができる。

(情報通信の技術を利用する方法)

- 第 27 条 この契約書において書面により行われなければならないこととされている催告、請求、通知、申出、届出、報告、協議、承諾及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(疑義の決定等)

- 第 28 条 この契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議の上定めるものとする。